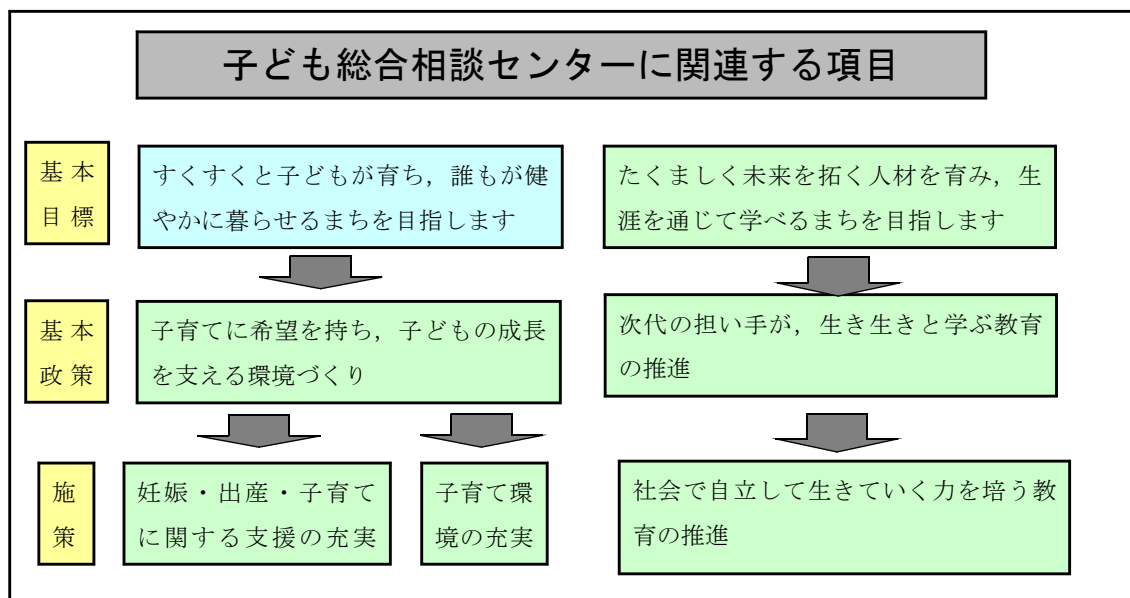


子ども総合相談センターの現状の取組と今後の方向性について

1 第8次旭川市総合計画における位置付け



○総合計画～抜粋

基本目標 1 すくすくと子どもが育ち、誰もが健やかに暮らせるまちを目指します

基本政策 1 子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり

施策 1 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実

妊娠・出産・子育てに関する不安を和らげ、安心した暮らしが送れるよう、各種相談や健診、訪問などを通じて妊産婦や保護者等が抱える課題の解消や子供の成長段階に応じた情報提供を行うなど、関係機関との連携を強化しながら総合的な相談支援体制の充実を図ります。

施策 2 子育て環境の充実

保育士など子育てに関わる専門職の資質向上を促進し、それぞれの家庭の状況やニーズに応じた保育環境等の充実を図ります。

身近な場所で子どもの成長や子育てを支えるため、地域における子育て支援の拠点づくりの推進や子育てに関わる地域活動の担い手の拡大を図ります。

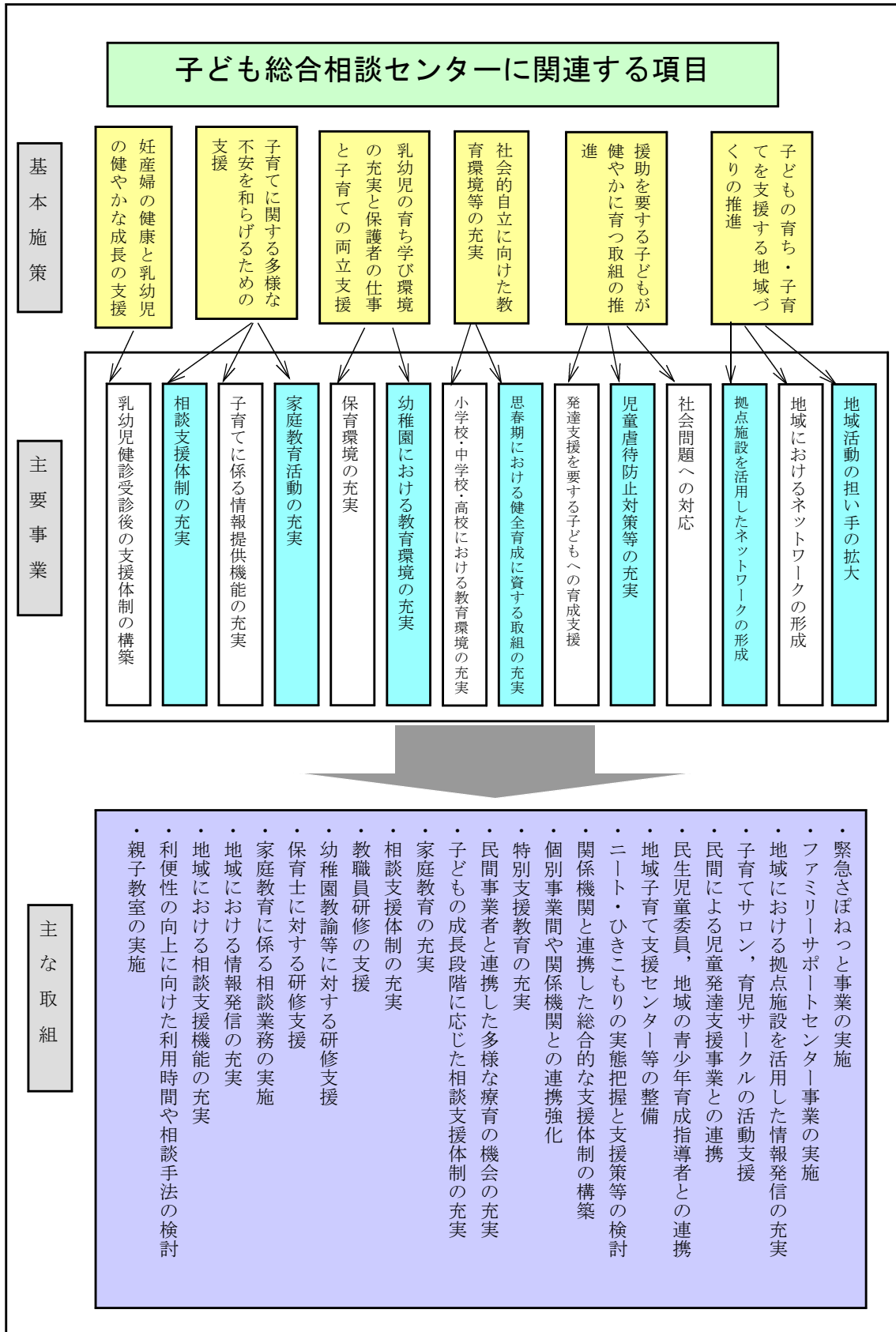
基本目標 2 たくましく未来を拓く人材を育み、生涯を通じて学べるまちを目指します

基本政策 4 次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進

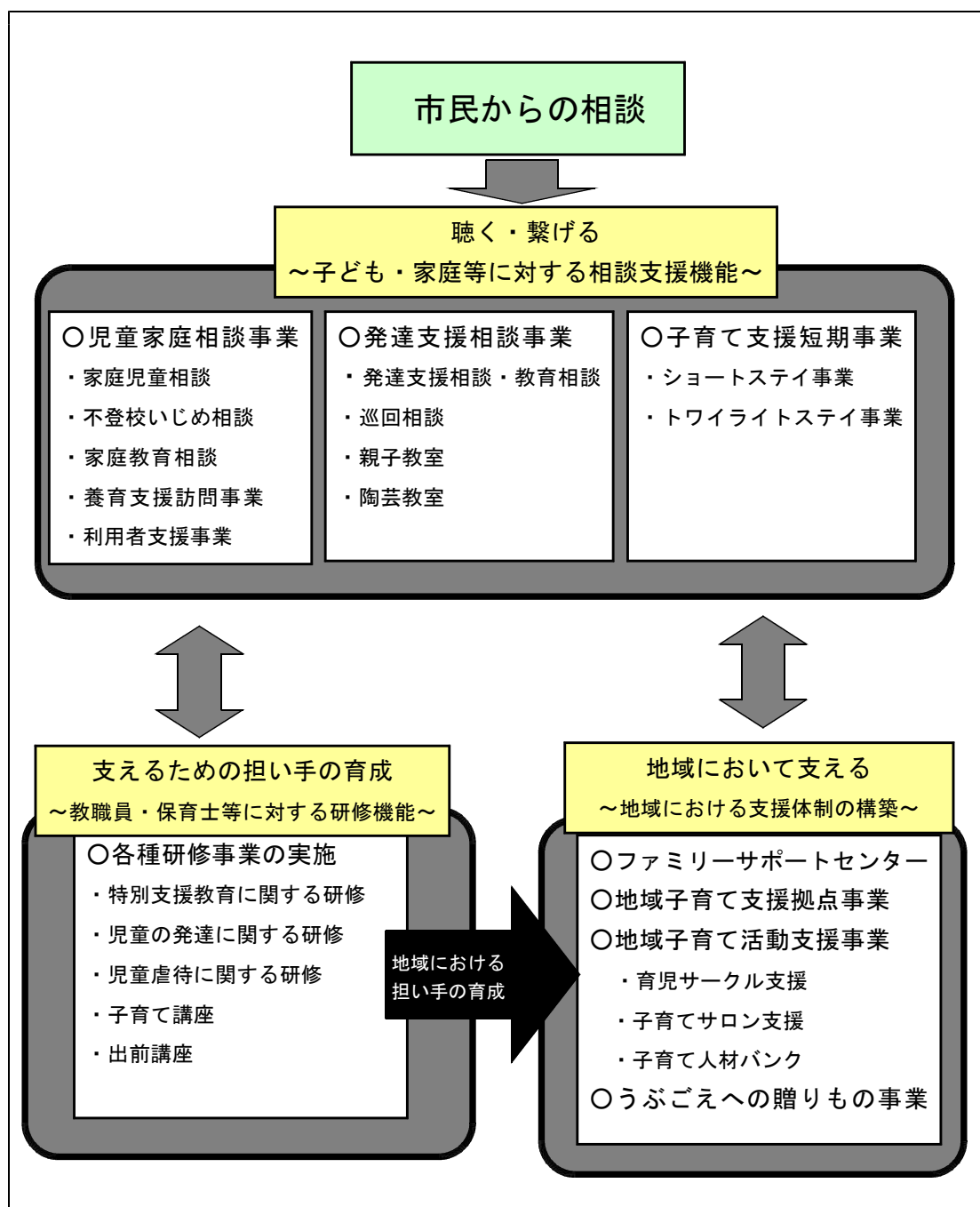
施策 1 社会で自立して生きていく力を培う教育の推進

特別な支援を必要とする子どもたちや、いじめ・不登校など悩みを抱える子どもたちへの支援や各種相談体制等を充実します。

2 子ども・子育てプランにおける子ども総合相談センターの位置付け



3 子ども総合相談センターの機能と所管事業



4 子ども総合相談センターの取組の方向性

(1) 子ども・家庭等に対する相談支援機能

発育や発達に障害や遅れがある子ども及び児童虐待等の相談件数の増加に対応するため、子どもの発達や子育て、学校生活に関することなどについて、子ども自身、保護者のほか、広く子ども・子育てに関わる方からの相談対応の充実を図り、速やかに必要な支援に繋げていく。

また、妊娠期から幼児期、就学後も含めた一貫した支援を行うため、それらに関する相談窓口を一元化し、総合的な支援体制とする。

| | |
|---------|---|
| 事業名 | 児童家庭相談事業 |
| これまでの取組 | 児童虐待，子どもの養育に関し，必要に応じて要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関との連携を図りながら相談支援を行う。 |
| 取組の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ・不登校・いじめ相談室，家庭教育相談室の統合 ・子ども専用のホットラインの設置 ・利用者支援事業（母子保健型）の実施 ・地区担当制の導入 ・夜間電話相談の実施 ・児童相談所の設置に係る検討 ・職員のスキルアップ |

| | |
|---------|---|
| 事業名 | 発達支援相談事業 |
| これまでの取組 | 子どもの発達や発育に関する相談支援を行うとともに，早期療育へのつなぎや，園等の支援のため巡回訪問を行う。 |
| 取組の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育センターの統合 ・専門職による個別相談の拡大 ・就学前後における支援の円滑な繋ぎ ・親子教室の充実 ・特別な配慮を要する子どもに対する支援の充実 ・職員のスキルアップ |

| | |
|---------|---|
| 事業名 | 子育て支援短期事業 |
| これまでの取組 | 保護者の疾病等，養育環境に応じショートステイ事業，トワイライトステイ事業により一定期間，子どもの養育，保護を行う。 |
| 取組の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ・現行の取組を継続 |

(2) 教職員・保育士等に対する研修機能

子育て支援の充実を図るためには、それらに携わる人材の育成や市民意識の向上が必要不可欠である。

このようなことから、保育士や教職員、児童発達支援事業所職員など子どもや子育てに関わる関係者のスキルアップのほか、地域における子育て支援活動の担い手の育成と子どもや子育てに関する市民の理解を深めるため、児童虐待や発達支援、特別支援教育等に関する研修事業の充実を図る。

また、圏域全体における保育、教育力の向上といった観点から、各種研修事業の広域運用も進めていく。

| | |
|---------|---|
| 事業名 | 各種研修事業の実施 |
| これまでの取組 | 保育士、幼稚園・小中学校教職員に対して特別支援教育等に関する研修会を実施するほか、各団体等の求めに応じ、児童虐待等に関する出前講座を実施する。 |
| 取組の方向性 | <ul style="list-style-type: none">・新たな研修会の実施・各種研修会の参加対象者の拡大・子どもや子育てに関する各種研修情報等の発信 |

(3) 地域における支援体制の構築

少子高齢化，核家族化が進み，家庭と地域との関係が希薄となる中，子育てに関する孤立感，孤独感を持つ保護者が増加している。

このようなことから，身近な地域で子育て中の保護者が気軽に訪れ，親子同士の交流や子育てに関する悩みや不安の相談をできる拠点の整備を進めるとともに，子育て支援に関する地域活動の促進のため，市民団体等への支援の充実，連携強化を図る。

| | |
|---------|---|
| 事業名 | ファミリーサポートセンター事業 |
| これまでの取組 | 子育てと就労の両立を支援するため，育児の援助を行いたい者と受けたい者を組織し，相互援助活動を実施する。 また，援助に要する利用料の一部の補助も行う。 |
| 取組の方向性 | ・提供会員の増加のための対策の実施 |

| | |
|---------|--|
| 事業名 | 地域子育て支援拠点事業 |
| これまでの取組 | 保育所，児童館等の地域の身近な場所で，乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談，情報提供等を実施する。 |
| 取組の方向性 | ・専門職の派遣の充実 ・子育て講座の開催 ・新たな拠点の設置 |

| | |
|---------|--|
| 事業名 | 地域子育て活動支援事業 |
| これまでの取組 | 育児サークル，子育てサロンなど地域における子育て支援活動の活性化を支援するとともに，子育て支援人材バンクを運営する。 |
| 取組の方向性 | ・育児サークル，子育てサロンへの支援の充実 ・地域における支援機能の充実 |

| | |
|---------|--|
| 事業名 | うぶごえへの贈りもの事業 |
| これまでの取組 | 新生児に対し，地域住民の協力を得ながら，お祝いの絵本を贈り，あわせて，地域の子育て情報を提供，子育て相談などを実施する。 |
| 取組の方向性 | ・現行の取組を継続 |

5 取組スケジュール

| 取 組 内 容 | 開設時に 実施済 | 28 年度中 に実施 | 29 年度以 降に実施 | 継続した取 組が必要 |
|--|-------------|---------------|----------------|---------------|
| ・不登校・いじめ相談室，家庭教育相談室の統合 | ○ | | | |
| 教育委員会からの事務委任を受けて統合 運営においても相談の区分は設けず，一体的に運用している。 いじめ・不登校等の子ども，保護者に対する訪問支援 | | | | |
| ・子ども専用のホットラインの設置 | ○ | | | ○ |
| 審議会の意見を踏まえ，フリーダイヤルで設置 ホットラインの周知に向けた取組の継続 | | | | |
| ・利用者支援事業（母子保健型）の実施 | ○ | ○ | | |
| 特定妊婦に対して，関係機関と協力しながら支援プランを策定し，きめ細やかな支援を行う。 妊婦支援に係る産科医療機関とのネットワークの構築 | | | | |
| ・地区担当制の導入 | | ○ | | |
| 地域との繋がりを強化するため，家庭児童相談において10月から市内を4地区に分け，担当地区制を導入 | | | | |
| ・夜間電話相談の実施 | ○ | | | ○ |
| 日中，仕事などで相談ができない方のため，月・木は20時まで電話相談を実施 夜間相談の周知に向けた取組の継続 | | | | |
| ・児童相談所の設置に係る検討 | | | | ○ |
| 平成28年5月の児童福祉法の改正を踏まえ，児童相談所の設置を検討 | | | | |
| ・職員のスキルアップ | | | | ○ |
| 定期的なケースカンファレンスの実施 スーパーバイザーの活用 職員の外部研修会への派遣 | | | | |

| 取 組 内 容 | 開設時に 実施済 | 28 年度中 に実施 | 29 年度以 降実施 | 継続した取 組が必要 |
|---|-------------|---------------|---------------|---------------|
| ・特別支援教育センターの統合 | ○ | | | |
| 就学前から就学後までの一貫した支援体制の構築のため、特別支援教育センター機能を統合 | | | | |
| ・専門職による個別相談の拡大 | | ○ | | |
| 従来実施していた就学前児童に加え、就学児童に対して医療職による個別相談を実施 | | | | |
| ・就学前後における発達支援の円滑な繋ぎ | ○ | | | ○ |
| 職員のスキルアップ 就学前後における相談記録様式の統一 | | | | |
| ・親子教室の充実 | ○ | | | |
| 公共交通機関の利便性が高いフィールド旭川での実施 定員の拡大 | | | | |
| ・特別な配慮を要する子どもに対する支援の充実 | | | ○ | |
| 子どもの発達の遅れなどを客観的に判断するための仕組みづくり | | | | |
| ・新たな研修会の実施 | | ○ | ○ | |
| 市民ニーズなどを把握しながら、子育て支援の充実に資する研修会等の企画、立案を行う。 | | | | |
| ・各種研修会の参加対象者の拡大 | ○ | | | |
| 児童発達支援事業所関係者を参加対象者に追加 近隣町に対する研修事業の周知 | | | | |
| ・子どもや子育てに関する各種研修情報等の発信 | | ○ | | |
| 市内、近郊で様々な機関で行われる子育て、教育に関する研修会の情報の発信 | | | | |

| 取 組 内 容 | 開設時に 実施済 | 28 年度中 に実施 | 29 年度以 降に実施 | 継続した取 組が必要 |
|--|-------------|---------------|----------------|---------------|
| ・子育て支援センターへの専門職の派遣の充実 | | ○ | | |
| 専門職の派遣回数を年 2 回から年 3 回に増加 言語聴覚士，理学療法士，作業療法士に加え，新たに保健師，心理士を派遣 子育て支援センターにおける妊婦を対象とした支援の拡大 | | | | |
| ・子育て講座の開催 | | ○ | | |
| 地域子育て支援センターなどにおける子育て講座の実施 | | | | |
| ・育児サークル，子育てサロンへの支援の充実 | ○ | | ○ | |
| 各種イベント等の発信 運営に対する各種支援策の充実 | | | | |
| ・地域における支援機能の充実 | | ○ | ○ | |
| 関係者に対する，各種研修会，出前講座の実施 地域資源を活用した子育て支援策の充実 | | | | |

6 実施に向け更に検討が必要な取組

各種相談の24時間、365日対応

人員や財源などの面での課題も多く、現状では実施困難であるが、施設の運営状況、市民ニーズ等を踏まえながら更に検討を進めていく。

ニート、ひきこもり対策

概ね18歳までを対象とした相談対応を実施しているが、ニート、ひきこもりなどの相談については、他機関に繋ぐなどの対応にとどまっている。関係機関などとの連携を図りながらの検討が必要。

巡回相談の全市的な連携体制の構築

幼稚園、保育所に対する巡回相談については、本市も含め複数の機関が実施しており、これまでも、情報共有を図りながら事業を進めているが、役割分担や連携のあり方について協議が必要。

中、高、特別支援学校との連携

幼稚園、保育所、小学校の連携については、研修会の実施や相談データの一元管理などの取組を進めることで一定程度図られるが、中、高、特別支援学校との連携については具体的な取組が不足しており、今後の検討課題。

健診情報等の共有・外部提供

乳幼児健診情報の保育現場や就学時検診における活用については、個人情報保護が課題となっているが、すくらむの活用促進なども含め、情報の共有の手法について検討が必要。